

■議案第78号 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

【要旨】

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日子ども・子育て会議）において、様々な対応策の活用により引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保は不要とすべきとされ、加えて保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化すべきとされました。

これを受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第40号）が令和2年4月1日に施行されたことに伴い、所要の条例改正を行うものです。

【主な改正内容】

1. 連携施設（卒園後の受皿）についての緩和

町長は、家庭的保育事業者等に確保することが求められている、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保義務に関する規定については、次の(1)又は(2)に該当するときは適用しないこととすることができるとします。

- (1) 町長が、保育所、認定子ども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき。

2. 居宅訪問型保育事業の対象の拡充

居宅訪問型保育事業における母子家庭等の乳幼児について、保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合のほか、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合においても保育を提供するものとします。

【施行期日】

公布の日

【新旧対照表】

別紙のとおり